

追録 登下校中の突発的な自然災害への対応

児童が登下校中、突発的な自然災害（地震、落雷、竜巻等突風、局地的大雨、暴風雪）に遭った。

1 発生時の対応ポイント

状況の把握（自然災害の発生を認知したら）

- ・気象庁が発表する特別警報、警報、注意報等の防災気象情報や道路、避難勧告等の正確な情報を収集するとともに、関係機関への問い合わせ、実際の状況の観察などにより、学校周辺の状況をできる限り把握する。
- ・自然災害の発生を認知した教職員は速やかに管理職に報告し、教職員で分担して児童の安否を確認するとともに、黒板等を活用して対応の状況及び児童に関する情報を共有する。

登校前、帰宅後の児童・保護者への対応

- ・保護者に連絡をして児童が登校前、帰宅後で自宅にいることを確認するとともに、自宅待機や地域の避難所に避難するなど、連絡後の動向予定等を確認する。

通学途中の児童・保護者への対応

- ・保護者や日頃から指導している通学途中の避難できる場所（商店やコンビニエンスストア、子ども110番の家等）に連絡をして、通学途中の児童の所在や心身の状況を確認するなどし、所在を確認した場合には確実に安全が確認できるまで待機するよう指示する。
- ・通学途中の避難できる場所で待機している児童が保護者と連絡がついていない場合には、保護者へ児童の状況を連絡するとともに、引き渡しや登下校の方法について確認する。
- ・通学途中で所在が確認できない児童がいる場合には、市町村教育委員会に報告するとともに、警察、消防等の関係機関に捜索を要請する。

在校している児童・保護者への対応

- ・在校している児童を把握し、心身の状況を確認するとともに、学校に待機させる。
- ・保護者へ児童の状況を連絡し、引き渡しや下校の方法について確認する。

関係機関との連携

- ・警察…児童及び教職員の所在や避難状況を連絡し、情報を共有するとともに、所在が確認できない児童の捜索要請、通学途中の避難できる場所に孤立している児童の安全確保についての協力要請を行う。
- ・消防…児童及び教職員の所在や避難状況を連絡し、情報を共有するとともに、負傷した児童の救急搬送の要請、通学途中の避難できる場所に孤立している児童の避難誘導や救出についての協力要請を行う。

教育委員会（教育局）への報告

- ・児童の状況と安全確保に関する対応について、速やかに市町村教育委員会（教育局）に報告し、必要な指示を受ける。特に、児童の所在に関わる情報は随時報告する。
- ・市町村の危機対策担当部局（災害対策本部等が設置されている場合は当該本部等）が把握している自然災害の状況について情報提供を求める。

報道等への対応

- ・報道機関や関係機関等から児童の所在等について問い合わせがあった場合は、混乱を避けるため、窓口を一本化し、市町村教育委員会又は管理職が行う。
- ・記者発表等の報道対応は誤報を避けるため、児童の個人情報の取扱いに十分配慮し、時間を決め、事実確認がとれている内容のみを全ての報道機関に偏りなく回答する。

2 発生後の対応ポイント

状況の把握（自然災害が収まった後）

- ・学校周辺の状況及び児童の通学路の被災箇所の有無を点検し、児童の通学経路の状況について把握する。
- ・通学途中の避難できる場所を訪問して、待機している児童を把握し、心身の状況を確認するとともに、保護者に児童の所在を連絡する。
- ・所在を確認できない児童がいる場合は、引き続き、保護者及び関係機関と連携し、所在確認に努める。

下校・待機の判断

- ・学校や通学途中の避難できる場所から下校させる場合は、通学路の変更、集団下校、教職員の引率、保護者への引き渡し等、安全な下校のための手立てを講じ、保護者に連絡する。また、保護者と連絡が取れない場合には学校に待機させる。
- ・学校で待機させる場合は、児童を掌握しやすいように集合させる。
- ・下校が可能になった時点で、保護者への引き渡しや、保護者と下校方法を確認した上で下校をさせる。

3 自然災害の発生に備えた対応ポイント

(1) 通学途中の災害発生への基本的な対応

- ・あらかじめ市町村のハザードマップ等を利用して、自然災害に応じた一人一人の通学途中の避難できる場所（近くの公園、高台、津波避難ビル、商店、コンビニエンスストア、子ども110番の家等）を複数以上決めておき、児童生徒等がどこに避難するのか、保護者と学校で情報を共有しておく。
- ・通学途中の避難できる場所までの避難経路について、家族で話し合い、下見をしておくよう保護者に促す。
- ・一人一人の児童生徒等の通学途中の避難できる場所の避難予定者リストを作成しておく。
- ・児童生徒等が安全に避難することができるよう、教育委員会と連携し、避難できる場所、地域自主防災組織、市町村の危機管理部局に避難誘導や避難できる場所での対応について協力を依頼しておく。

(2) 発生する自然災害に応じた指導

① 地震が発生した時の対応

児童生徒等が自分自身で状況を判断し安全な行動がとれるよう、次のような対応を指導する。

- ・あらかじめ決めてある通学途中の避難できる場所（近くの公園、高台、津波避難ビル等）に避難する。
- ・津波が来る可能性がある場合は、市町村長が指定する指定緊急避難場所に避難し待機する。
- ・揺れが収まったら通学路の安全を確認し、学校か自宅か近い方に避難する。ただし、自宅に保護者が不在の場合は学校に避難する。
- ・公共の交通機関を利用している場合は、乗務員の指示に従う。

② 落雷、竜巻等突風、局地的大雨が発生した時の対応

落雷や竜巻等突風、局地的大雨については、局地的な短時間の現象であり、場所と時間を特定した予測が困難であるので、児童生徒等が自分自身で状況を判断し安全な行動がとれるよう、次のような対応を指導する。

- ・あらかじめ決めてある通学途中の避難できる安全な場所（商店、コンビニエンスストア、子ども110番の家等）に移動する。

<落雷>

- ・木の下、木の側には避難しない。
- ・自転車に乗車中の場合は、すぐに降りて近くの避難できる安全な建物の中に移動する。
- ・近くに避難できる安全な建物がない時は低い姿勢（両足をそろえてしゃがむ）をとる。

<竜巻等突風>

- ・避難できる安全な建物にたどり着けない時には、側溝やくぼみでうつ伏せになり、両腕で頭と首を守る。
- ・風によって飛ばされてくる物に注意する。

<局地的大雨>

- ・水辺から離れる。
- ・地下室や地下道には避難しない。地下室や地下道にいる場合は、地上に出る。
- ・マンホールや側溝の蓋が外れることがあるので、水が引くまで道路上を歩かない。

③ 暴風雪が発生した時の対応

- ・暴風雪に遭遇した時には、視界不良（ホワイトアウト）により方向感覚がなくなり、自分の位置が分からなくなることがあるので、次のような対応を指導する。

→近くの避難できる安全な建物の中（商店、コンビニエンスストア、子ども110番の家、その他の人家など）に移動して天候の回復を待つとともに、保護者や学校に連絡する。

- ・近くの避難できる安全な建物の中に移動できない時には、次のように対応するよう指導する。

→一人で歩かず、できるだけ複数で行動する。

→歩行中は風によって飛ばされてくる物に注意する。

→重ね着や肌の露出を少なくし、体温が低下しないようにする。

(3) 自然災害の発生に備えた安全管理

① 地域や通学路の危険箇所の把握

- ・あらかじめ市町村のハザードマップ等を利用して、地域や通学路の危険箇所を把握する。

② 児童生徒等の避難できる場所等の把握や連絡方法の確認

- ・通学路別に通学途中の避難できる場所の避難予定者リスト、避難できる場所を示した安全マップ、避難できる場所の連絡先一覧及び関係機関の連絡先一覧を整備する。
- ・地域の商店やコンビニエンスストア、子ども110番の家、「子どもの安全を守る運動」に参加している事業所等に、児童生徒等が避難できる場所としての対応を依頼する。
- ・保護者と連絡網（電子メール等）やWEBページ等を活用した情報の発信を検討する。

③ スクールバス運行中における自然災害の発生に対応した安全管理

- ・乗車する児童生徒等の一覧を作成し、乗務員と共有するとともに、緊急時における乗務員との連絡方法を確認する。
- ・自然災害に応じて、発生時の一時待機場所や待機時の対応について確認する。